

# 北海道消化器内視鏡技師会会則



(事務局)

〒078-8211

北海道旭川市1条通24丁目111番地

旭川厚生病院 内視鏡センター

武蔵 脩平

TEL 0166-33-7171

FAX 0166-33-6075

HP <http://hokkaido-gets.com/>

2024年4月13日改訂

# 北海道消化器内視鏡技師会会則

## 【名称】

第1条 本会は北海道消化器内視鏡技師会と称する。

## 【目的】

第2条 本会は日本消化器内視鏡技師会を上位組織にもつ団体であり、消化器内視鏡技師（以下「内視鏡技師」）の技術の向上を図り、研究発表、知識の交換ならびに将来内視鏡技師を志す者の養成に寄与し、資質の向上を目指すことを目的とする。

## 【事業】

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1号 総会の開催
- 2号 消化器内視鏡技師研究会、機器取り扱い講習会等の開催
- 3号 教育講演の開催
- 4号 事業の企画運営、調査研究
- 5号 その他、本会の目的達成に必要な、理事会で認めた事業

## 【資産】

第4条 本会の資産は以下の各号よりなる。

- 1号 会費（年会費、参加費、新入会費）
- 2号 寄付金
- 3号 その他の収入

第5条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は総会の議決をもって定める。

第6条 資産のうち現金は確実なる銀行または、信託会社に預けるものとする。

第7条 本会の会費は以下の各号に定める。

- |                |          |
|----------------|----------|
| 1号 年会費         | 2,000 円  |
| 2号 新入会費        | 1,000 円  |
| 3号 現地参加費（会員）   | 3,000 円  |
| 4号 現地参加費（非会員）  | 8,000 円  |
| 5号 WEB参加費（会員）  | 5,000 円  |
| 6号 WEB参加費（非会員） | 10,000 円 |

## 【会計】

第8条 本会の会計年度は2月1日より翌年1月末日までとする。尚、年会費納入期日は、原則12月末日までとする。

## 【会員】

第9条 本会会員とは次の要件を満たす。

尚、会員規定の詳細については細則の第11条から17条に定める。

- 1号 本会は学会認定の内視鏡技師、消化器内視鏡の業務に従事する者、並びに内視鏡技術業務を希

望するものであって、本会の目的に賛同する者。

2号 年会費未納の期間が満2年を超過していない者。

3号 前年度の年会費を納めたもの及び新入会員を有効会員と定義する。

## 【役員】

第10条 本会は次の職務をおく。

会長 1名

副会長 2名

理事 3名以内（会長、副会長を含み6名以内）

役員 12名以内（事務局、会計を含む）

監事 2名

相談役 1名（必要に応じて）

顧問 1名（消化器内科医）

監事に会則第31条は適応されない。

第11条 役員は、次の条件を満たさなければならない

1号 医療従事者もしくは、消化器内視鏡研究施設に勤務するものとする。

2号 勤務先より役員として、活動に許可が得られること。

3号 現職役員1名以上からの推薦が得られること。

第12条 役員は会員の中から選出され、会長は役員の中から選出する。

第13条 会長は副会長、理事、事務局、会計を役員の中から選出し、役員会にて承認を得る。

第14条 会務に必要な担当は理事会で決定する。

第15条 監事は理事会もしくは役員会にて推挙された候補者とし、総会による信任投票にて決定する。

第16条 会長の任期は2年とするが再任を妨げない。

第17条 役員は任期は2年とするが再任を妨げない。

役員は次の各号のいずれかに該当した場合、役員会の議を経て解任することができる。

1号 本会の目的に違背もしくは秩序を乱した時

2号 役員たる名誉または本会の名誉を著しく乱した時

第18条 選出された監事は、次に掲げる職務を行う。

1号 会計を監査すること。

2号 会務執行状況を監査すること。

3号 会計及び業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会に報告すること。

4号 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

## 【会議】

第19条 会議は、総会、理事会、役員会とする。

第20条 総会は会長が招集し、議長は会員より選出する。

第21条 総会は最高の議決機関とする。

第22条 定期総会は年1回開催する。臨時総会は会長及び理事会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第23条 総会の開催にあたっては、開催日の15日前までに会議の目的、日時、場所を会員に通知しなければならない。

第24条 総会は全会員の半分以上の出席をもって成立する。但し、出席できない会員は委任状の提出をも

って出席とみなす。

第 25 条 総会の決議または承認は出席会員の過半数の賛成をもって決定する。

第 26 条 総会は、この規約に規定したものの他、次の各号の事項を付議する。

- 1号 事業計画の承認
- 2号 決算報告の承認
- 3号 予算案の承認
- 4号 役員選挙（2年に1回）
- 5号 会則の制定、改廃の承認ならびに解散
- 6号 その他の重要事項

第 27 条 理事会は、会長及び理事が必要と認めた場合、随時開催できる。

第 28 条 理事会には、この規約に規定したものの他、次の各号の事項を付議する。

- 1号 事業計画の決定
- 2号 本会を遂行するに必要な会則の制定及び改廃の立案
- 3号 本会を遂行するに必要な細則の制定及び改廃
- 4号 総会の開催及び提案すべき事項の立案
- 5号 会務運営に関する重要事項
- 6号 予算案の立案
- 7号 決算報告及び事業報告の立案
- 8号 その他の重要事項

第 29 条 理事会は、理事の 3 分の 2 の出席をもって成立する。

第 30 条 役員会は理事会が必要と認めた場合もしくは、2 名以上の役員の要求がある場合は役員会の開催を要求することができる。

第 31 条 役員会にはこの規約に規定したものの他、次の各号の事項を付議する。

- 1号 事業計画の報告、担当者の決定
- 2号 本会を遂行するのに必要な会則、細則に対しての意見
- 3号 その他の重要事項の承認

第 32 条 役員会は役員過半数の出席をもって成立する。

#### 【選挙】

第 33 条 役員選挙は 2 年に 1 回役員改選時に行い、その年度の定期総会で承認される。

第 34 条 役員選挙を実施するために選挙管理委員会を設け、委員 2 名を公募により選出し、選出された委員の互選によって委員長 1 名をおく。また、選挙の手続き及び投票その他の必要事項については、選挙管理委員会において実施する。

第 35 条 役員は会員による直接選挙で、投票者の過半数票をもって選出される。

#### 【会則の変更及び解散】

第 36 条 本会則は会員の 2 分の 1 以上出席した総会でその 3 分の 2 以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

第 37 条 やむを得ない事由がある時は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得て本会を解散できる。

第 38 条 本会を解散した時の残余財産は総会の議決を経てこれを処分する。

#### 【個人情報の扱い】

第 39 条 個人情報、個人情報保護法に基づき取り扱う。

#### 【会計処理規定】

第 40 条 10 万円以上のものを購入した場合は資産目録に記載する。

第 41 条 資産のうち状況に変化の生じた場合は総会に報告し、目録を修正する。

#### 【企業・団体の参加について】

第 42 条 内視鏡関連企業の参加及び展示等については細則に定める。

#### 【細則】

第 43 条 本会の運営にあたり細則を設けることができる。

第 44 条 細則は理事会の審議を経て改正または廃止することができる。

#### 【付則】

(1) 会則は、昭和 57 年 8 月 21 日より施行するものとする。

(2) 昭和 61 年 6 月 1 日会則一部改正

(3) 平成 8 年 5 月 25 日会則一部改正

(4) 平成 12 年 5 月 19 日会則一部改正

(5) 平成 16 年 5 月 15 日会則一部改正

(6) 平成 18 年 4 月 15 日会則一部改正

(7) 平成 19 年 4 月 21 日会則一部改正

(8) 平成 21 年 5 月 9 日細則一部改正

(9) 平成 22 年 5 月 8 日会則及び細則改正

(10) 平成 22 年 10 月 31 日細則一部改正

(11) 平成 24 年 5 月 19 日会則一部改正

(12) 平成 26 年 4 月 26 日会則一部改正

(13) 平成 27 年 4 月 25 日会則一部改正

(14) 平成 28 年 4 月 24 日会則一部改正

(15) 平成 29 年 4 月 15 日会則及び細則一部改正

(16) 平成 30 年 4 月 21 日会則及び細則一部改正

(17) 平成 31 年 4 月 27 日会則及び細則一部改訂

(18) 令和 03 年 4 月 17 日会則一部改訂

(19) 令和 04 年 4 月 16 日会則及び細則一部改訂

(20) 令和 06 年 4 月 13 日会則及び細則一部改訂

\* 本会の事務局は旭川厚生病院 内視鏡センターに設置する。

#### 【資産目録】

- |          |                     |                                  |
|----------|---------------------|----------------------------------|
| ・プリンター   | (Canon PIXUS iP110) | 2016 年 5 月購入 (モバイルタイプ)           |
| ・ノートパソコン | (Mac iPad Pro)      | 2018 年 4 月購入 (HP 管理)             |
| ・ノートパソコン | (Mac iPad Pro)      | 2018 年 1 月購入 (HP 管理)             |
| ・ノートパソコン | (SONY VAIO S11)     | 2018 年 1 月購入 (出席証明書管理/スライドプレゼン用) |
| ・スキャナー   | (EPSON DS-570W)     | 2018 年 1 月購入 (出席証明書控えスキャン用)      |

・ノートパソコン (Mac iPad mini)

2023年9月購入 (事務局用)

# 北海道消化器内視鏡技師会細則

## 【旅費規定・日当】

- 第1条 会務に出席する役員・顧問・講師に対して交通費、宿泊費、日当（講演料が発生する者を除く）を支給する。会務とは会則第3条に定める事業とする。
- 第2条 交通費は日本消化器内視鏡技師会の内規に準じ、北海道の内規に定める。
- 第3条 宿泊費は日本消化器内視鏡技師会の内規に準じ、北海道の内規に定める。
- 第4条 役員以外の者であっても事前に事業の役務を依頼した場合は日当・交通費・宿泊費を支給する。
- 第5条 事業における日当は、1時間につき1000円を支給する。
- 第6条 会議については、1時間につき1000円を支給する。
- 第7条 会務はできるだけ、事業と同日に行う。
- 第8条 特別発表（全国学会で発表した演題などを再度北海道で発表していただくために、実行委員から依頼のあった演題であり、指定演題は含まない）者に対する交通費・宿泊費を第2条・第3条に基づき支給する。
- 第9条 施設紹介での発表者に対する交通費・宿泊費を第2条・第3条に基づき支給する。

## 【会計】

- 第10条 決算は決算書を作成し理事会の決議を受ける。その決算書は監事の監査を経て総会で承認を受ける。
- 第11条 予算案は会長が作成し、理事会の決議を経て総会で承認を受ける。
- 第12条 役員は会計に関わる情報開示を求めることができる。

## 【会員】

- 第13条 本会は定められた会費を納めたもので組織する。
- 第14条 本会に入会しようとするものは、入会案内要項及び本会会則を参照し必要事項を記入の上、本会事務局に提出する。
- 第15条 退会の場合はその旨を本会事務局に届け出るものとする。
- 第16条 会員は専門職として社会からの信頼に応え、責任ある行動をとるように努める。
- 第17条 会員は次の各号のいずれかに該当した場合、総会の議を経て除名することができる。
- 1号 本会の目的に違背もしくは秩序を乱した時
  - 2号 会員たる名誉または本会の名誉を著しく乱した時
- 第18条 会員は年会費未納の期間が満2年を超過した場合、郵送物等の配布を差し止め、退会したものとする。但し新入会としての再入会は妨げない。また、未納分を遡って納入した場合は会員の継続が出来る。
- 第19条 会員は既納の会費をその理由の如何に問わず返還を要求することはできない。

## 【理事・役員・会議】

- 第20条 役員に欠員が生じ、会務の運営に支障を来す場合は、役員のおすすめするものに委嘱する事が出来る。但し、前任者の残存期間とする。
- 第21条 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を代行する。
- 第22条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 第23条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

- 第 24 条 理事は理事会を組織し、会則、細則に定める会務を処理するとともに、本会の目的を遂行する方針の決定権を有し、その事業の執行を図る。
- 第 25 条 理事・役員は 65 歳をもって定年とし、後進の育成と組織の活性化に配慮しなければならない。
- 第 26 条 監事は理事・役員の業務および資産状況の監査を行い、指導・助言をする。
- 第 27 条 本会に顧問を置くことができ、重要な会務について会長の諮問に答える。
- 第 28 条 顧問は会長の指名により本人の同意を経て選出される。また、本会は顧問に対して年間謝礼として、30000 円を支給する。
- 第 29 条 理事会はその会の内容を随時議事録にまとめ、役員に報告する義務を有する。
- 第 30 条 議事録作成は、理事会が任命した議事記録委員が年間を通じてその業を行うこととする。
- 第 31 条 作成された議事録は理事会に確認後、会長が役員に報告する。
- 第 32 条 役員メールで報告された議事録に対して各役員は、了承か異議かを送信された 1 週間以内に返信にて報告することとする。尚、1 週間以内に報告がない場合は了承したものと判断する。
- 第 33 条 議事録に対して異議等がある場合は理事会及び役員会にて再度検討し、その対応に努めることとする。
- 第 34 条 本会は、講師に対して以下の講演料を支払う。
- 1 号 医師・・・50,000 円
  - 2 号 医師以外・・・20,000 円
- 第 35 条 本会主催の研究会における優秀演題に対し副賞を授与する
- 1 号 最優秀演題・・・30,000 円分の商品券
  - 2 号 優秀演題・・・10,000 円分の商品券
- 第 36 条 本会主催の医療安全報告会における発表者に対し副賞として 3,000 円分の商品券を授与する

#### 【企業の協賛参加について】

- ・企業の参加については、会社単位とし、人数にする個別参加費徴収は行わない。(但し受講証明が必要な場合は、個人参加扱いとする。)
- ・協賛参加費 A (商品展示を認める) は 1 年間につき 7 万円とする。(会場使用料の一部負担金を含む)
- ・協賛参加費 B (商品展示をしない) は 1 年間につき 1 万円とする。但し、別途 7 万円を納付することにより、単回の商品展示を認めることができる。
- ・協賛参加費の納入は、北海道消化器内視鏡技師会口座への振り込み、または会計担当に入金すること。

#### 【役員行動における内規】

- ・役員は、証明書が必要な北海道消化器内視鏡技師会開催事業に参加する場合、前もって実行委員長に報告し一会員として参加する

#### 【役員交通費・宿泊費に関する内規】

- 1 会務を開催する地域在住者には市内交通費として一律往復 5 千円を支給する。
- 2 会務開催地外に在住する者の交通費は、JR 片道乗車券・片道特急運賃及び指定席分を付加し端数切り上げて算定する。往復の場合は前途の 2 倍を支給する。
- 3 会務開催地において主駅から徒歩圏外 (GoogleMaps を用いて計算し徒歩 15 分以上を要する) の場合には市内交通費として 3000 円を支給する。
- 4 交通費算出に使用するソフトは「えきねっと」を使用する。
- 5 会務のために最寄り駅を 8 時前に出発しなければならない場合、最寄り駅に 21 時までに帰着できない場



合には宿泊費を支給する。宿泊費は1泊につき13000円とする。但し、連続2日間開催など宿泊をした方が合理的な場合は、1往復運賃と宿泊費を支給する。

- 6 宿泊費が自助努力をしても13000円を超過する場合は事前に会長へ報告し、妥当と判断した場合には超過分を当会より補填する。
- 7 役員は他の組織から経費（交通費・宿泊費・日当）が出ている場合には2重に請求することはできない。
- 8 内規にない事案が発生した場合には理事会で協議し決定する。